

小規模多機能型居宅介護 及び 介護予防小規模多機能型居宅介護
「小規模多機能ホーム わかもり」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大垣市指定 第2192100192号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」及び「要支援」と認定された方が対象となります。

※※ 目 次 ※※

1. 事業主体(法人の情報)	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業の目的と運営方針	3
4. 事業実施地域、営業時間、定員等	3
5. 従業者の職種、員数及び職務の内容等	3
6. サービスの概要	4
7. サービス利用料金	5
8. 利用料金の支払い	8
9. 利用の変更・中止・追加	8
10. 利用にあたっての留意事項	9
11. 非常災害時の対策	10
12. 事故発生時及び緊急時の対応方法	10
13. 協力医療機関等	11
14. 秘密の保持と個人情報の保護	11
15. 小規模多機能型居宅介護<<介護予防>>計画の作成など	12
16. 身体的拘束等について	12
17. 苦情処理の体制	13
18. 衛生管理	13
19. 運営推進会議の概要	13
20. 高齢者虐待防止について	14

1 事業主体

事業主体(法人名)	株式会社KMH
法人の種類	株式会社
代表者(役職者及び氏名)	代表取締役 馬淵 克也
法人所在地	岐阜県大垣市南若森町5丁目110番1
電話番号及びFAX番号	0584-81-7665
設立年月日	平成19年5月10日
施設の理念	〔利用者様 本意〕 利用者様・御家族様のことを 心の底から一番に考えられる施設であること。 人と人のつながりを大切にし、利用者様・御家族様・地域の皆様に愛される施設を目指す。

2 事業所の概要

事業所の種類	指定小規模多機能型居宅介護事業所
事業所の名称	小規模多機能型ホーム わかもり
事業所の管理者	鶴田 英之
開設年月日	平成23年4月1日
介護保険事業者指定番号	大垣市指定
事業所の所在地	〒503-0977 岐阜県大垣市南若森五丁目110番1
電話番号及びFAX番号	電話 0584-81-6020 FAX 0584-81-6021
主な設備の概要	
宿泊室	8室(定員1名) 1室あたり面積 9.49~10.11 m ²
リビング・キッチン	リビング 112.73 m ² キッチン 11.51 m ²
トイレ・浴室	車椅子対応トイレ3箇所 トイレ2箇所 2室
消防設備	誘導等 1 箇所 消火器 1 個、非常警報器具 1 個、火災警報器 9 ヲ所

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
運営方針	利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

4 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	営業日 1年365日	営業時間 24時間
サービス提供時間	通いサービス 9時～16時	泊まりサービス 16時～9時
受付・相談時間	受付 9時～16時	
通常の事業実施地域	大垣市	
定員	登録定員 29名 通いサービス定員 18名 宿泊サービス定員8名	

5 従業者の職種、員数及び職務の内容等

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務内容
管理者	1		0.5	事業内容調整
計画作成担当者	1		1	サービスの調整・相談業務
介護従業者	5	7	9.9	日常生活の介護・相談業務
看護職員	1	1	1.4	健康チェック等の医務業務

※当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として上記の職種の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

6 サービスの概要

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

下記のサービスについては全体の1割の金額となります。サービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者との協議の上、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

① 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事・入浴・排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

食 事	食事の提供及び食事の介助をします。 身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して提供します。 調理、配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。 食事サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。 入浴サービスについては任意です。
機能訓練	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
送 迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

② 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します

訪問時の禁止行為	医療行為 利用者の家族に対する訪問介護サービス 飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 利用者又はその家族等からの金銭又は物品の授受 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
----------	--

※サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償です。

③ 宿 泊

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、宿泊室の定員を超える場合は、利用できないことがあります。他の利用者の希望もありますので、調整させていただくことがあります。

7 サービス利用料金

① 利用者負担額

保険給付サービス	<p>要介護度別に応じて定められた金額(省令により変更あり)から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。</p> <p>1ヶ月ごとの包括費用(月定額)です。</p> <p>介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。</p>
	<p>月途中から登録した場合、又は月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。</p> <p>登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日です。</p> <p>登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日です。</p>

② 小規模多機能型居宅介護(1月あたり)

地域区分7(大垣市)につき、1単位=10,17円で計算しています。

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	10458 単位	15370 単位	22359 単位	24677 単位	27209 単位
利用者負担額 (1割)	10636 円	15632 円	22740 円	25097 円	27672 円
利用者負担額 (2割)	21272 円	31263 円	45479 円	50193 円	55343 円
利用者負担額 (3割)	31908 円	46894 円	68218 円	75290 円	83015 円

同一建物に居住の方

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	9423 単位	13849 単位	20144 単位	22233 単位	24516 単位
利用者負担額 (1割)	9584 円	14085 円	20487 円	22611 円	24933 円
利用者負担額 (2割)	19167 円	28169 円	40973 円	45222 円	49866 円

利用者負担額 (3割)	28750 円	42254 円	61460 円	67833 円	74799 円
----------------	---------	---------	---------	---------	---------

③ ≪介護予防小規模多機能型居宅介護(1月あたり)≫

介護度	要支援1	要支援2
単位数	3450 単位	6972 単位
利用者負担額 (1割)	3509 円	7091 円
利用者負担額 (2割)	7018 円	14181 円
利用者負担額 (3割)	10526 円	21272 円

同一建物に居住の方

介護度	要支援1	要支援2
単位数	3109 単位	6281 単位
利用者負担額 (1割)	3162 円	6388 円
利用者負担額 (2割)	6324 円	12766 円
利用者負担額 (3割)	9486 円	19164 円

・初期加算(1日あたり)

小規模多機能型居宅介護事業所≪介護予防小規模多機能型居宅介護≫に登録した日から起算して、30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の利用者負担があります。

30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

サービス利用開始時における加算	30単位(1日あたり)×30日
-----------------	-----------------

④ その他のサービス提供による加算

認知症高齢者への対応による加算	認知症加算(Ⅲ):760 単位/月 ※認知症日常生活自立度Ⅲ以上の登録利用者
	認知症加算(Ⅳ):460 単位/月 ※要介護2に該当する認知症日常生活自立度Ⅱの登録利用者
介護従業者の専門性による加算	サービス提供体制加算(Ⅲ):350円/月 ※介護福祉士の割合要件、勤続年数の要件を満たす
処遇改善に関する加算	介護職員処遇改善加算(Ⅲ):所定の単位数に13.4%を乗じた額/月
在宅生活強化における加算	総合マネジメント体制強化加算:800 単位/月 ※多職種協働による、個別サービス計画の随時適切な見直し ※地域住民との交流や活動への参加

※該当する加算のみ適用とします。

⑥ 包括料金・登録について

包括料金について	月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により、小規模多機能型居宅介護計画《介護予防小規模多機能型居宅介護計画》に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
登録について	月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。
登録日について	利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
登録終了日について	利用者と当事業所の利用契約を終了した日
償還払いについて	契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

負担額の変更について	介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
------------	---

⑦ その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食事の提供に要する費用	朝食 400円 昼食 600円 夕食 600円 おやつ 100円
おむつ代	紙おむつ 120円 尿取りパット 50円 リハビリパンツ 130円
宿泊に要する費用	1泊 2,500円
複写物の交付・写真の印刷	サービス提供に関する記録は、その完結の日から2年間保管します。 また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。 複写物を必要とする場合には費用をご負担いただきます。 複写物1枚につき 50円 写真等の印刷物 50円

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

8 利用料金の支払い方法

利用料 その他の費用の支払い	料金は1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払いください。 ① 事業所での現金支払い ② 事業者指定口座への振込み(振込手数料はご負担下さい) ③ 自動口座引き落とし
-------------------	---

9 利用の中止、変更、追加

サービスの提供	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
---------	--

中止または変更・追加	利用予定日の前に、ご契約者の都合により、当該サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
包括費用(定額)について	介護保険の対象となる利用料金は、1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。
利用の中止・取消	介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。 前日までに申し出があった場合 : 無料 前日までに申し出がなかった場合 : 当日の利用料金の50%

※ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

10 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
サービス提供中	気分が悪くなったときは、速やかに申し出てください。
食 事	食事サービスの利用は任意です。
入 浴	入浴サービスについては任意です。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
所持品の持ち込み	所持金は自己の責任で管理してください。大金や高価な貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

11 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。
平常時の訓練等	避難訓練・消火訓練を年2回実施 水害訓練を年1回実施
防犯防火設備 避難設備等の概要	避難誘導等 9ヶ所 消火器 3ヶ所 スプリンクラー 火災報知機 2ヶ所

12 事故発生時及び緊急時の対応方法

事故発生時の対応方法	<p>当事業所が利用者に対して行う小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>また、当事業所が利用者に対して行った小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。</p> <p>事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。</p>	
利用者の病状の急変等の緊急時の対応方法	<p>小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族に速やかに連絡させていただきます。</p> <p>病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することはあります。</p>	
主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名	
	所在地 電話番号	
家族等	緊急連絡先のご家族等	
	住所 電話番号	

13 協力医療機関等

協力医療機関	西尾医院	
	所在地: 大垣市竹島43番地	電話: 78-2427
協力歯科医療機関	わかば歯科医院	
	所在地: 大垣市荒川町415番地の3	電話: 93-3303
連携介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 友和苑	
	所在地: 大垣市入方3丁目70番地の1	電話: 88-1567

14 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及び家族に関する秘密の保持について	<p>事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p>
従業者に対する秘密の保持について	<p>就業規則にて従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。</p> <p>従業者でなくなった後においても秘密の保持の義務は継続します。</p>
個人情報の保護について	<p>事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については漏洩に留意し、慎重に取り扱い、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

15 小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》計画の作成など

<p>小規模多機能居宅介護計画 《介護予防小規模多機能型居宅介護計画》について</p>	<p>小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。</p> <p>計画作成担当者(介護支援専門員)は、利用者の状況に合わせて適切に居宅サービス《介護予防サービス》を提供するために、利用者の解決すべき課題の把握《支援すべき総合的な課題の把握》(アセスメント)やサービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画《介護予防サービス計画》(ケアプラン)を作成します。</p> <p>計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。</p>
---	--

16 身体的拘束等について

<p>身体的拘束等の禁止</p>	<p>事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行いません。</p>
<p>緊急やむを得ない場合の検討</p>	<p>緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員等で構成する身体拘束適正化・虐待防止委員会にて検討会議を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。 ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。 ・身体的拘束等が一時的であること。
<p>家族への説明</p>	<p>緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容・目的・理由・拘束等の時間帯・期間等を詳細に説明し、同意を得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。</p>
<p>記録及び再検討</p>	<p>身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。</p>

17 苦情処理の体制

苦情処理の体制及び手順	苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行い、内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
事業所苦情相談窓口	担当者 森 祐美 及び 鶴田 英之 受付時間 9:00～16:00
事業所外苦情相談窓口	大垣市役所介護保険担当課 毎週月曜～金曜 9:00～17:15 0584-81-4111 岐阜県社会福祉協議会 毎週月曜～金曜 8:30～17:15 電話番号:058-278-5136 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係 電話番号:058-275-9826

18 衛生管理

衛生管理について	事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。 従業員の健康管理を徹底し、従業員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。 利用者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。
感染症対策マニュアル	〇ー157、ノロウイルス、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症対策マニュアルを整備し、従業員に周知徹底し、衛生管理に関する研修を定期的に行っています。

19 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》に関して、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。
委員の構成	構成:利用者、利用者の家族、地域住民の代表者 市町村職員 地域包括支援センター職員、 小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催時期・記録の作成	おおむね2ヶ月に1回開催し、内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

20 高齢者虐待防止について

<p>高齢者虐待防止等のための取り組み</p>	<p>事業者は、身体拘束適正化・虐待防止のための指針を整備し、研修等を通じて従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。</p> <p>個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。</p> <p>従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。</p>
-------------------------	---

